

候、其餘は小橋の事故書付には乗られず候得ども、同様に心得られ候へと有ければ、越前守かしこまつて、既に本所は一圓私ども支配仕べきの段被仰渡候上は、橋の義畏り候所也と、御請申されけるとぞ、

〔本所深川橋々書留〕享保四亥年

一本所橋數 三拾四ヶ所内

兩國橋 長九拾四間、幅三間半、

〔本所深川橋々書留〕享保十五戌年

一兩國橋古板通り飛々朽損候所、四拾壹ヶ所切込繕致蓋板可然旨、戌正月廿七日御内寄合ニ而申上、御入用金壹兩貳歩、銀六匁八分掛り候段申上候處ニ、窺之通可、申付旨被仰渡、翌日道役江申付候事、

〔泰平年表 樽信院〕寶曆十年二月六日、神田旅籠町より出火 淺草、兩國橋、馬喰町、本町通り、日本橋、江戸橋邊一圓、深川一圓、飛火にて燃失、

〔關田耕筆 二〕江戸兩國橋を、いかにも淺ましき浪人、妻子を具して通りか、りしが、薩摩芋をうるを見て、小兒あれほしといひてうごかず、さまざまにすかしこしらふれどもきかず、止ことを得ずして芋賣者に乞らく見らるゝごとく也、されども今錢なし、えばし貸給はれ、其うち錢と、のは、たがはず返すべしといへどもうけがはず、あてもなき人に錢かすべきものはととりあはねば、せんかたなく泣兒をつれて行過る時、雪踏を直す餌取、さきよりのやうすを見しかば、ひそかに其人をまねきて、あまりにいたはしければ、今有所の錢十字を參らせん、芋をと、のへ給へ、いつにてもかへし給はんことは御心のま、也といふに、浪人とりて押いたゞき、思はぬ情をうくる事なり、されどもこれはかり受たる同前なり、用べからずと返す、餌取吾かゝるものなれば、さのたまふは理なれども、事によるぞかし、たゞと勸れどもうけず、橋の欄干によると見